

「長野県地域日本語教育の体制づくり事業」
令和7年度長野県地域日本語教育コーディネーター（中信地域担当） 公募要領

長野県県民文化部県民政策課
多文化共生係

長野県県民文化部県民政策課多文化共生係では、令和7年度「長野県地域日本語教育の体制づくり事業」の実施に当たり、中信地域を担当する地域日本語教育コーディネーターを次のとおり募集します。

1 事業の目的

県内に暮らす外国人の増加が続く中、地域の多文化共生を推進するためには、外国人の日本語学習を地域の活力につなげることが重要です。

そこで、事業推進の担い手として、総括コーディネーター及び県内4圏域に地域日本語教育コーディネーターを配置し、地域における日本語教育に関する相談対応や助言、モデル日本語教室に係るコーディネート、日本語教育関係者のネットワーク化を目指したイベント等を実施することで、地域日本語教育の推進を図ります。

2 業務内容等

(1) 業務内容

総括コーディネーター及び県の指示に従い、担当地域の日本語教育を推進するため次の業務を担います。

- ① モデル地域日本語教室運営のコーディネート（シラバス作成、日本語教育人材に対する指導、運営サポート等）
- ② 市町村及び日本語教室等への訪問による現状把握、意識啓発（取組促進）
- ③ 市町村及び日本語教室等からの地域日本語教育に係る相談対応及び助言
- ④ 新規日本語教室の設置に向けた啓発及び支援
- ⑤ 地域内ネットワーク化を図るための関係機関への訪問等
- ⑥ 地域会議の開催支援
- ⑦ 日本語教育人材等の発掘
- ⑧ 日本語教師のための地域日本語教育研修における講師及びトレーナー
- ⑨ 地域における多文化共生と日本語支援のための研修における講師
- ⑩ その他、担当地域の地域日本語教育の推進に必要と認められる内容

(2) 活動計画及び活動報告

業務実施に当たっては次の様式を県（県民政策課多文化共生係）に提出していただきます。

- ① 活動計画
翌月の活動計画について別途定める様式により月末までに提出していただきます。
- ② 活動報告

当該月の活動実績について別途定める様式により翌月 10 日までに提出していただきます。

③ 総括報告書

活動期間全体の総括報告書を別途定める様式により活動期間終了日までに提出していただきます。

3 応募資格

次の(1)～(5)の全ての要件を満たす方とします。

- (1) 地域日本語教育の推進に格別の意欲をもつこと
- (2) 日本語教師※として日本語指導経験があること

※ ここでいう日本語教師は出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」第 1 条第 1 項第 13 号イ～ホに該当する者とします。なお、応募時に、イ～二の該当者は要件を満たすことを示す証明書等の写し（PDF）の提出を、ホの該当者はその能力を示すことができる経歴等の申告をしていただきます。

- (3) 令和 7 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上であり、担当地域に在住（予定含む）していること
- (4) 地域の日本語教室で活動した経験を有すること
- (5) 総括コーディネーター及び県の指示に従い、コーディネーター業務を確実に遂行できること

4 報酬等

(1) 報酬

報酬は毎月提出いただく活動報告※に基づき、次のとおり活動謝金として支給します。

単価：3,700 円／時間

支給上限：県の予算の範囲内とします。（活動依頼期間で累計 228 時間まで）

(2) 旅費

旅費は毎月提出いただく活動報告※に基づき、費用弁償により支給します。

（県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 33 年長野県規則第 60 号）の規定）

※ 支給の対象となる活動は県が認める内容とします

5 募集人数

中信地域担当コーディネーター 1 名

6 活動依頼期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 10 日まで

7 募集期間

令和 7 年 2 月 17 日（月）午前 9 時から令和 7 年 2 月 28 日（金）午後 5 時まで

8 応募方法

次の URL にアクセスし電子申請により応募してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=53941

9 選 考

(1) 選考方法

選考委員による個別 Web 面接による選考を実施します。(3月上旬を予定)

ただし、応募者が募集人数の3倍を上回る場合は1次選考として書類選考を行います。

(2) 選考基準

業務を行うための必要な経験や知識等の要件を満たしているか、コーディネーターとしてふさわしいかという基準で総合的に判断します。(経験者優遇)

(3) 選考結果の通知

選考結果は応募時に登録いただいたメールアドレスに通知します。(書類選考を実施した際も同じ)

10 その他

(1) 採用決定については令和7年度予算の議決後となります。

(2) 提出いただいた応募書の個人情報を選考のみに使用しその他の目的に使用しません。

11 問い合わせ先

長野県県民文化部県民政策課多文化共生係

電 話 026-235-7132

電子メール tabunka@pref.nagano.lg.jp

参考

出入国在留管理庁「日本語教育機関の告示基準」

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者